

# 平成 26 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 26 年 5 月 13 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤  
主 事 須田 拓也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	防 災 課 長	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	市 民 課 長	佐々木 俊 哉
福 祉 課 長	阿 部 聖 子	農 林 水 産 課 長	佐 藤 克 之
観 光 課 長	佐 藤 均	仁 賀 保 公 民 館 長	佐 藤 正 穂
象 潟 公 民 館 長	須 田 徹		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成26年5月13日(火曜日)午前10時開議

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

議事日程第1号の追加1

平成26年5月13日(火曜日)午前10時開議

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第8 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第9 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第10 議長の常任委員会委員辞退の件
- 第11 議案第54号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第2号)

第12 議案第55号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）

第13 議案第56号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）

第14 委員会の閉会中の継続審査の件

第15 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号及び第1号の追加1に同じ

---

午前10時00分 開 会

●事務局長（伊東秀一君） おはようございます。事務局長の伊東です。

さて、本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長議員は佐々木弘志議員ですので、御紹介を申し上げます。

佐々木弘志議員、臨時議長として議長席に御着席をお願いいたします。

【臨時議長（佐々木弘志君）議長席に着く】

●臨時議長（佐々木弘志君） ただいま紹介されました佐々木弘志です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。各議員の御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達しております。会議は成立いたします。

ただいまから平成26年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員については、新議長が出席を要求することになりますので御承知ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

.....

【指定された仮議席】

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳

9 番 市 川 雄 次  
11 番 佐々木 平 嗣  
13 番 伊 東 温 子  
15 番 佐々木 春 男  
17 番 加 藤 照 美  
19 番 佐 藤 元

10 番 佐々木 弘 志  
12 番 小 川 正 文  
14 番 鈴 木 敏 男  
16 番 宮 崎 信 一  
18 番 菊 地 衛  
20 番 佐 藤 文 昭

.....

●臨時議長（佐々木弘志君） 日程第 2、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

**【議場閉鎖】**

●臨時議長（佐々木弘志君） ただいまの出席議員数は 20 人です。

立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 1 番佐々木完議員、2 番渡部幸悦議員、3 番佐々木雄太議員を指名します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。本選挙は、公職選挙法第 68 条の 2 の適用はありませんので、これらの票は無効となります。そのようなことにならないように、必ず名字と名前をはっきりと記入するようにお願いします。

投票用紙を配付します。

**【投票用紙配付】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

**【投票箱点検】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

**【点呼に応じ各員投票】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 投票漏れはありませんか。

**【「なし」と呼ぶ者あり】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。1 番佐々木完議員、2 番渡部幸悦議員、3 番佐々木雄太議員、開票の立ち会いをお願いします。

**【立会人佐々木完君、渡部幸悦君、佐々木雄太君立ち会いの上、開票】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 19 票、無効投票 1 票。有効投票のうち、菊地衛議員 12 票、佐々木弘志議員 6 票、鈴木敏男議員 1 票、白票 1 票——失礼しました。白票は無効投票 1 票ということでもあります。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、菊地衛議員が議長に当選されました。  
議場の閉鎖を解きます。

**【議場閉鎖を解く】**

●臨時議長（佐々木弘志君） ただいま議長に当選された菊地衛議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

菊地衛議員、返事をお願いします。

**【18 番（菊地衛君）「はい」と呼ぶ】**

●臨時議長（佐々木弘志君） 議長に当選された菊地衛議員のごあいさつを議長席前の演壇でお願いいたします。

**【議長（菊地衛君）登壇】**

●議長（菊地衛君） ただいま皆さんの御推挙により、議長の席を拝命いたしました菊地衛でございます。責任の重大さと身の引き締まる思いで一杯であります。

私は、この度の選挙で、合併 9 年目を迎えたにかほ市が、これから新しい市の形に創造するために、まさに正念場だということを訴えてまいりました。TDK再編による雇用をどう確保していくのか、企業誘致や地場産業の育成、観光振興、6 次産業推進等々雇用の創出、また、少子化による社会構造の変化、学校再編、地域コミュニティの衰退等々の問題への取り組み、さらに防災や福祉も含めて総合的に安心・安全な暮らしができるまちづくりの課題を明らかにして、市民の皆様と一緒に知恵を出して取り組んでいくことを表明しております。

議会への取り組みは大きく 2 点になります。

1 点目は、議会の権能の強化です。平成 23 年 10 月施行の議会基本条例に基づき、審査・審議体制の向上、チェック機能の強化、政策立案能力の向上を、これまで以上に議会全体の目標として掲げていきたいと思っております。

2 点目は、これまでもやっていないということではありませんが、開かれた議会、市民に分かりやすい議会を創設していくということでもあります。「議会だより」や議会報告会を中心として、それらを再度検証しながら議会の活動を市民の皆様に分かりやすく伝え、理解していただき、議員と市民の意識に大きな乖離が生じないような努力をしてまいりたいと思っております。

報酬や定数の問題についても、早急に取り組みたいと考えております。

結びに、市長の新聞報道に端を発し、にかほ市の行政に対する視点は大変厳しくなっております。こういう時期だからこそ、議会が一つになって山積する行政課題、議会課題に取り組んでいくことが肝要であると思っております。議員各位と手を携えて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。（拍手）

●臨時議長（佐々木弘志君） これで臨時議長の任務は終了いたしました。皆様方の御協力、誠にありがとうございました。

それでは、議長交代のため暫時休憩します。10時40分まで休憩といたします。

午前10時21分 休 憩

---

午前10時39分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま配付しました追加議事日程のとおり日程を追加いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、地方自治法第121条の規定による出席説明員の出席については、日程第11からの出席を要求しております。

日程第1、副議長の選挙を行います。この選挙は投票で行います。

【議場閉鎖】

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番佐々木正明議員、5番奥山収三議員、6番伊藤知議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

本選挙は、公職選挙法第68条の2の適用はありませんので、これらの票は無効となります。投票用紙には、必ず名字と名前をはっきり記入願います。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（菊地衛君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【投票箱点検】

●議長（菊地衛君） 投票箱の異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が仮議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票を願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（菊地衛君） 投票漏れはありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。4番佐々木正明議員、5番奥山収三議員、6番伊藤知議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐々木正明君、奥山収三君、伊藤知君の立ち会いの上、開票】

●議長（菊地衛君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。有効投票 19 票、無効投票 1 票。有効投票のうち、佐々木正明議員 14 票、鈴木敏男議員 3 票、佐々木弘志議員 1 票、加藤照美議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 5 票です。したがって、佐々木正明議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

【議場閉鎖を解く】

●議長（菊地衛君） ただいま副議長に当選された佐々木正明議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

佐々木正明議員、返事をお願いします。

【4 番（佐々木正明君）「はい」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） 副議長に当選された佐々木正明議員から議長席前の演壇でごあいさつをお願いいたします。

【副議長（佐々木正明君）登壇】

●副議長（佐々木正明君） ただいま副議長に選任していただきました佐々木正明でございます。

にかほ市議会には、議会基本条例が制定されております。議会には、これまで以上に監視、政策立案及び立法の機能強化が求められております。積極的な情報公開を行い、市民に開かれた議会の実現に努め、議員間で自由闊達な討議を重ねて、市民に信頼される議会運営が行われるように、議長を補佐していきたいと思っております。

また、当局と情報の共有、意見交換が、これまで以上にできるように、今までの経験を生かして頑張っていきたいと思っております。御協力、よろしく申し上げます。（拍手）

●議長（菊地衛君） ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。休憩は 11 時 5 分までといたします。

午前 10 時 53 分 休 憩

---

午前 11 時 5 分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

日程第 2、議席の指定を行います。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、お手元に配付しております議席表のとおり、議長が指定いたします。

.....

【指定された議席】

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

.....

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前 11 時 5 分 休 憩

午前 11 時 5 分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開いたします。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 86 条の規定に基づき、1 番佐々木完議員、2 番渡部幸悦議員を指名いたします。

日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 5、常任委員会委員の選任、日程第 6、議会運営委員会委員の選任及び日程第 7、議会広報広聴委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり指名いたします。

事務局長に報告させます。

●事務局長（伊東秀一君） 私の方から御報告をさせていただきます。

それでは、報告いたします。

総務常任委員会、佐々木雄太議員、伊藤竹文議員、小川正文議員、鈴木敏男議員、宮崎信一議員、菊地衛議員、佐藤元議員、以上 7 名です。



続きまして、教育民生常任委員会であります。渡部幸悦議員、市川雄次議員、佐々木平嗣議員、伊東温子議員、佐々木春男議員、加藤照美議員、佐藤文昭議員、以上7名です。

続きまして、産業建設常任委員会であります。佐々木完議員、佐々木正明議員、奥山収三議員、伊藤知議員、飯尾明芳議員、佐々木弘志議員、以上6名であります。

●議長（菊地衛君） ただいま読み上げましたとおり、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告を願います。また、各常任委員会から議会広報広聴委員会委員もあわせて選出願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

総務委員会は第1会議室、教育民生委員会は第2会議室、産業建設委員会は第3会議室で行ってください。

しばらく休憩します。

午前11時7分 休憩

---

午前11時27分 再開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（伊東秀一君） それでは報告をいたします。

総務常任委員会、委員長、小川正文議員、副委員長、鈴木敏男議員であります。

教育民生常任委員会、委員長、市川雄次議員、副委員長、佐々木春男議員であります。

産業建設常任委員会、委員長、佐々木弘志議員、副委員長、佐々木完議員、以上でございます。

●議長（菊地衛君） ただいまの報告のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名いたします。

事務局長に報告させます。

●事務局長（伊東秀一君） それでは御報告いたします。

議会運営委員は、佐々木雄太議員、佐々木春男議員、伊藤知議員、市川雄次議員、小川正文議員、伊東温子議員、佐藤元議員、以上であります。

●議長（菊地衛君） ただいま報告のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午前11時31分 休 憩

---

午前11時51分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（伊東秀一君） それでは、議会運営委員会の委員長・副委員長を御報告いたします。

委員長には伊藤知議員、副委員長には佐々木雄太議員でございます。

●議長（菊地衛君） 以上のとおり決定いたします。

お諮りいたします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告をさせます。

●事務局長（伊東秀一君） 私の方から報告をさせていただきます。

副議長、佐々木正明議員、議会運営委員長、伊藤知議員、総務常任委員会から鈴木敏男議員、佐々木雄太議員、教育民生常任委員会から佐々木春男議員、渡部幸悦議員、産業建設常任委員会から佐々木完議員、飯尾明芳議員でございます。

●議長（菊地衛君） 以上のように指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告を願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午前 11 時 53 分 休 憩

午後 0 時 3 分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（伊東秀一君） それでは、議会広報広聴委員会の正・副委員長を御報告いたします。  
委員長には鈴木敏男議員、副委員長には渡部幸悦議員でございます。

●議長（菊地衛君） 以上のとおり決定いたしました。

日程第 8、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項により 1 名を選出いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。  
秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長の私、菊地衛を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました菊地衛を秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、菊地衛が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選について、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行い、このことについて承諾をいたします。

日程第 9、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を議題といたします。

本荘由利広域市町村圏組合規約第 5 条第 2 項により、にかほ市の議会で組合議会の議員 3 名を選出することになっているものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定

いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、12 番小川正文議員、17 番加藤照美議員、18 番佐藤元議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました 12 番小川正文議員、17 番加藤照美議員、18 番佐藤元議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました 12 番小川正文議員、17 番加藤照美議員、18 番佐藤元議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま、本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選された 12 番小川正文議員、17 番加藤照美議員、18 番佐藤元議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。小川正文議員、加藤照美議員、佐藤元議員、よろしいでしょうか、返事をお願いいたします。

【12 番（小川正文君）「はい」と呼ぶ、17 番（加藤照美君）「はい」と呼ぶ、  
18 番（佐藤元君）「はい」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） 暫時休憩をいたします。

午後 0 時 7 分 休 憩

---

午後 0 時 8 分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 10、議長の常任委員会委員辞退の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、20 番菊地衛議員の退場を求めます。

【20 番（菊地衛君）退場】

●副議長（佐々木正明君） 議長から、総務常任委員会委員を辞退したいとの申し出があります。

本件は、申し出のとおり辞退を許可することに異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、菊地衛議長の総務常任委員会委員の辞退を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 0 時 10 分 休 憩

---

午後0時11分 再開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
昼食のため、午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時11分 休憩

---

午後1時20分 再開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定による出席説明員名簿は、お手元に配付のとおりです。  
議案の付託についてお諮りいたします。本日上程されている議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。  
日程第11、議案第54号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第2号）から日程第13、議案第56号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告及びその承認について（専決第4号）までの議案、計3件を一括議題とします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

- 市長（横山忠長君） 今日、臨時会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。改選後、最初の市議会でございますが、まずもって御当選されました議員各位に、心からお祝いを申し上げます。

また、午前中には、菊地議長就任を初め、にかほ市議会の新たな体制が決定されたところであり、重ねてお祝いとお慶びを申し上げたいと思います。

市民の皆様方も、議員各位の今後の活躍に、大きな期待を寄せているものと思います。

さて、にかほ市に限らず地方の市町村においては、人口の減少や少子高齢化が加速的に進む状況でございます。

加えて、にかほ市は主要企業の生産体制見直しなどで厳しい雇用情勢が続いておりますが、こうした現状を踏まえながら、私ども当局も市民の皆様方が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の形成を目指して、組織の総力を挙げてさまざまな課題に取り組んでまいります。特に若年層の地元定着を高めるための産業振興と企業誘致などに、引き続き取り組みをしながら雇用機会の拡大

に努力を重ねてまいりますので、議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 54 号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）及び議案第 55 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、所要の整備を行うため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第 56 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）でございます。

平成 26 年 3 月 31 日付で専決処分した平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 3,243 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 億 2,948 万円と定めるものであります。

補正の内容は、歳入歳出ともに 3 月補正予算成立後の額の確定による調整などによるもので、歳入の主なものは、市税ではいずれも現年度分について確定見込みの修正のため、法人市民税を 649 万 5,000 円を増額し、たばこ税については 14 万円を減額しております。

地方譲与税や地方消費税交付金などの交付金では、交付額の確定により所要の増額、減額をしております。

地方交付税は、特別交付税の 3 月交付分が確定し、震災復興特別交付税と合わせて 3 億 1,757 万 7,000 円を増額しております。

国庫支出金は、事業完了に伴い交付額が確定したことによる調整のほか、総務費国庫補助金の地域経済循環創造事業交付金 5,000 万円を追加しております。

基金繰入金は、みらい創造基金及び地域振興基金について、充当事業の完了により減額をしております。

諸収入では、昨年、フェライト子ども科学館火災等に係る建物災害共済金を額の確定により 1,552 万 3,000 円を増額しております。

市債では、各事業の完了等により、それぞれ減額しております。

歳出の主なものは、基金繰入や建物災害共済金の額の確定に伴う財源調整、事業完了等による所要の増減のほか、総務費で地域経済循環創造事業交付金を歳入と同額の 5,000 万円を追加計上しております。この交付金は、地域経済活性化等のため、地域資源を活用して事業化しようとする民間事業者に市町村を經由して交付されるもので、今回は有限会社サンねむの木が実施する鳥海山エリアの滞留型観光地域経済活性化事業として、同施設の増設に要する費用に交付されるものであります。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で財政調整基金繰入金 7,181 万円を減額、歳出で同基金積立金に 2 億 8,824 万 8,000 円を増額することによって行っております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、御審議をいただき、承認くださるようお願いを申し上げます。

●議長（菊地衛君） これから担当部長から主な項目について補足説明を行います。

初めに、議案第 54 号及び議案第 55 号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、初めに、議案第 54 号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

なお、条例の改正内容については、改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分についての説明とさせていただきます。

また、議案綴り及びお手元に今日お配りしております別添資料「にかほ市税条例等の一部を改正する条例」、こちらの資料に基づき一部御説明いたしますが、税目ごとに説明する上で説明する箇所が前後しますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに、市民税にかかわる改正について御説明いたします。

議案綴りの 3 ページの中段をご覧ください。

第 34 条の 4 の改正についてでございます。法人税割の税率の規定ですが、地方法人税の創設に対応して、地方税法に定める法人住民税法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、にかほ市内に事務所や事業所等を有する法人に対して課する法人税割の税率を、これまでの「100 分の 12.3」から改正後の地方税法で定められた標準税率の「100 分の 9.7」とするものであります。

なお、本市では、これまでも地方税法の標準税率を採用しているものであります。

次に、4 ページ、中段やや下をご覧ください。

附則第 8 条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得にかかわる市民税の課税の特例の規定ですが、肉用牛の売却による事業所得にかかわる免税措置の特例の適用期限を 3 年延長し、平成 30 年度までとするものであります。

次に、6 ページの上段、表のすぐ下をご覧ください。

附則第 17 条の 2 の改正については、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例の規定ですが、通常 5 年を超えて所有している資産を譲渡した場合の譲渡所得にかかわる個人の市民税の税率は「100 分の 3」ですが、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得にかかわる税率は、2,000 万円までの部分については「100 分の 2.4」に軽減されております。この特例の適用期限を地方税法の改正にあわせ 3 年延長し、平成 29 年度までとするものであります。

次に、軽自動車税にかかわる改正について御説明いたします。

戻りましてすみませんが、3 ページ、下段をご覧ください。また、別添資料「第 82 条等改正関係」についても、あわせてご覧ください。

第 82 条の改正については、軽自動車税の税率の規定ですが、軽自動車税の標準税率について定めた地方税法第 444 条第 1 項の改正に伴い、別添資料、1 の(1)の表、一番上段の表でございます——のとおり軽自動車税の税率の改正を行うものであります。

なお、同法同条第1項の区分によらない雪上車、被けん引車、小型特殊自動車については、市町村が税率を定めることになっており、第1項の区分によるもの及び近隣の市町村と均衡を失しないように、別添資料、下段になります。2の表のとおり改正を行うものであります。

次に、5ページ、下段をご覧ください。

附則第16条の改正については、軽自動車税の税率の特例の規定ですが、第82条の改正により軽自動車税の税率の改正が図られることとなります。特例として新規登録後13年を経過した三輪以上の軽自動車については、別添資料、1の真ん中がございますが、(2)の表のとおり、新たに経年車重課の措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税にかかわる改正について御説明致します。

4ページ、下段から5ページにかけて、ご覧ください。

附則第10条の2の改正については、固定資産税の課税標準額の課税標準の特例について条例で定める割合の規定ですが、地方税法附則第15条第2項に定めている汚水等処理施設、大気汚染抑制施設、土壌汚染等処理施設の課税標準の特例について、本年4月1日以降取得のものから、新たに「わがまち特例」方式が導入となったことから、特例割合をこれまでと同率の、それぞれ「3分の1」及び「2分の1」並びに「2分の1」と定めるものであります。

また、新たに地下街の浸水防止施設、業務用冷蔵機器等のノンフロン化が特例の対象として追加となり、「わがまち特例」方式によることから、それぞれ標準的な割合として地方税法で示されている割合の——5ページの上段になりますが、「3分の2」及び「4分の3」と定めるものであります。

次に、同じく5ページ、上段やや下をご覧ください。

附則第10条の3の改正については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定ですが、地方税法附則第15条の10により、耐震改修が行われた病院等の要安全確認計画、被災建築物等に対する減額措置が創設されたことに伴い、関連する条文を追加するものであります。

また、その他の改正については、他の法令等の改正による条文中の引用条項等の追加及び修正等、さらに総務省自治税務局長からの通知において、条例から削除することが望ましいとされた規定の削除及び規定の削除による繰り上げ等の改正であります。

次に、附則の主な内容について御説明致します。

9ページ、中段をご覧ください。また、別添資料、同じく「第82条等改正関係」についても、あわせてご覧ください。

附則第4条については、軽自動車税の税率引き上げの経過措置についてですが、別添資料、1の(1)の文章を書いてございますが、このとおり新条例第82条の軽自動車税の税率の改正については、次条及び附則第6条による場合を除き、平成27年度以後に新規取得される軽自動車税について適用する旨を規定するものであります。

次に、附則第5条については、軽自動車税にかかわる経年車重課の適用についてですが、別添資料、1の(2)のとおり新規登録後13年を経過した三輪以上の軽自動車についての経年車重課の措置



は、平成 28 年度以後の軽自動車税について適用する旨を規定するものであります。

次に、附則第 6 条については、既存車にかかわる軽自動車税の税率の引き上げの経過措置等についてですが、別添資料、1 の(1)のとおり、一番上のところでございますが——平成 27 年 3 月 31 日までに新規登録を受けた三輪以上の軽自動車、いわゆる既存車については、本改正前の税率とする旨を規定するとともに、それに伴う新条例第 82 条及び附則第 16 条の読みかえ規定であります。

以上で、議案第 54 号の補足説明といたします。

引き続きまして、議案第 55 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

議案綴りの 13 ページをご覧ください。

初めに、改正条文の上から 3 行目の第 18 条第 1 項の改正についてですが、これは地方税法施行規則の改正に伴い、引用条項に条ずれが生じているため、それを訂正するものであります。

次に、改正条文の 1 行目及び 2 行目の第 2 条と 4 行目から 6 行目までの第 23 条の改正については、一緒にお配りしております別添資料「にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に基づき、御説明いたします。

初めに、第 2 条第 3 項及び第 4 項の改正についてですが、国民健康保険税は、いわゆる国民健康保険に要する費用に充てる基礎課税部分と後期高齢者医療保険の支援金等に要する費用に充てる部分、それに介護保険の納付金に要する費用に充てる部分の、それぞれ合算額となっており、それぞれに課税限度額が設けられております。

今回の改正は、そのうちの後期高齢者支援金等課税額の限度額と介護納付金課税額の限度額を、資料上段の表になりますが、第 2 条改正関係の表のとおり、それぞれ 2 万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「14 万円」から「16 万円」に、介護納付金課税額の課税限度額を「12 万円」から「14 万円」とするものであります。

次に、第 23 条の改正についてですが、国民健康保険税は世帯主と被保険者の人数や所得によっては均等割額が 7 割・5 割・2 割と減額されます。このうち、資料の下段の改正後の表のとおり、7 割軽減についての変更はありませんが、5 割軽減の判定には、これまでは入っていませんでした被保険者である世帯主を加え、2 割軽減の判定には、被保険者に「35 万円」を乗じていた部分を「45 万円」に改正するものであります。これにより軽減措置の対象世帯数は、増加するものと考えております。

以上で、議案第 55 号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第 56 号について、初めに、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、財務部関係の主な補正内容について、補足説明いたします。

補正予算書の 5 ページをご覧ください。

第 2 表の繰越明許費補正についてですが、2 款 1 項総務管理費の地域経済循環創造事業交付金 5,000 万円と 6 款 2 項林業費の県営林道開設事業、これは太郎ヶ台線の立木補償費でございますが、188 万 5,000 円の 2 件の追加であります。いずれも年度内の事業完了が見込めないことから、平成 26 年度へ繰り越すものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

第3表の地方債補正についてですが、起債対応事業費の確定に伴う起債限度額の変更であります。表の上段から防火水槽整備事業は、限度額を「910万円」から「620万円」に、農林業用施設災害復旧事業は「180万円」から「120万円」に、仁賀保庁舎耐震化事業は「450万円」から「330万円」に、それぞれ減額するものであります。

次に、歳入の補正内容について御説明いたします。

補正予算書の9ページ、中段をご覧ください。

2款1項1目1節地方揮発油譲与税127万5,000円の減額及び、その一つ下段の2款2項1目1節自動車重量譲与税496万5,000円の減額については、それぞれ国からの交付額の確定により減額するものであります。

次に、10ページをご覧ください。

上段の4款1項1目1節配当割交付金500万3,000円の増額及び、その一つ下段の5款1項1目1節株式譲渡所得割交付金761万8,000円の大幅な増額については、アベノミクス効果による企業業績と株式市況の回復によるものと考えております。

次に、一つ下段の6款1項1目1節地方消費税交付金2,562万3,000円の増額及び、その一つ下段の8款1項1目1節自動車取得税交付金511万7,000円の増額については、消費増税前の駆け込み需要によるものと考えております。

次に、一つ下段の10款1項1目1節地方交付税の特別交付税3億852万8,000円の増額については、当初予算では2億円を計上しておりましたが、平成25年度の交付額が5億852万8,000円に確定したことにより増額するものであります。

次に、11ページの上段をご覧ください。

同じく震災復興特別交付税904万9,000円の増額については、森林整備加速化林業再生事業分891万2,000円などの交付額の確定によりまして増額するものであります。

これら特別交付税の確定により、平成25年度の地方交付税の交付額は、既に予算計上しております普通交付税53億9,181万8,000円と合わせ、総額59億939万5,000円となるものであります。

次に、補正予算書の12ページの中段をご覧ください。

18款2項1目1節の財政調整基金繰入金7,181万円の減額については、本補正予算において歳入歳出予算の調整後に財源に余裕が生じたので、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、減額後の平成25年度の財政調整基金の繰入額は、海岸林再生事業分の215万3,000円となるものであります。

次に、同じページの下段をご覧ください。

20款5項6目1節雑入の建物災害共済金1,552万3,000円の増額については、フェライト子ども科学館の火災に伴う建物災害共済金が1億4,891万7,000円に確定したことから、予算現額1億3,300万円との差額1,591万7,000円の増額分と観光施設の共済金の確定に伴う減額分39万4,000円を差し引いて計上したものであります。

次に、13ページの上段をご覧ください。

21 款市債については、初めに 6 ページの第 3 表地方債補正において御説明したとおり、事業費の確定に伴い、消防債で 290 万円、災害復旧債で 60 万円、総務債で 120 万円、それぞれ減額するものであります。

なお、減額後の平成 25 年度末の市債残高は、前年度末残高から 5 億 2,200 万円ほど減少し、約 189 億 1,400 万円となる見込みであります。

次に、歳出について御説明いたします。

14 ページ、上段をご覧ください。

2 款 1 項 2 目財政管理費 25 節積立金の財政調整基金積立金 2 億 8,824 万 8,000 円の増額については、歳入歳出予算調整後の余裕財源を財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、積み立て後の財政調整基金残高は、26 億 9,134 万 9,000 円となるものであります。

以上で、財務部所管の補正予算の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、総務部関係について御説明を申し上げます。

11 ページをお開きください。下段になります。

14 款 2 項 7 目総務費国庫補助金であります。市長からも説明がありましたけれども、地域経済循環創造事業交付金 5,000 万円であります。この交付金は総務省が地域経済の好循環実現のため、地域の元気創造プランに基づきまして、産・学・官・金の四者の連携により、地域資源を活用して事業を起こし、雇用を生み出す地域経済イノベーションサイクルを推進することを狙いとして設けられたものでございます。

国では、平成 25 年度におきまして、総額 30 億円を補正予算化し、3 月末でありますけれども、全国で 35 事業、合わせて 13 億 7,000 万円、こういったものを事業化したところでございます。

この中で本市においては、有限会社サンねむの木が取り組む滞留型観光地域経済活性化事業として、秋田県が重要観光エリアの一つとしております鳥海地域において滞在型観光の拠点となる、質の高い宿泊施設の整備を図り、山と海の豊富な自然資源と食材や史跡、温泉などの、こういった地域資源を活用した地域経済循環型ビジネスを構築すると、こういうものでございます。

この交付金の対象でありますけれども、こういったもののほかに特産品開発、施設整備や企画、空き店舗の再生など広範囲にわたっておりますけれども、最終的には地域の活性化と雇用の創出、こういったものが図られる事業が対象ということになります。

また、今回の場合は、サンねむの木が秋田県を通じまして国の交付金制度を探り出したもので、この事業に対しての市の嵩上げ補助等のものはございません。

国は、平成 25 年度補正で 3 月 31 日に交付を決定しましたことから、全額を繰り越しをしまして、事業そのものは平成 26 年度において行う予定でございます。

次に、12 ページになります。

ちょうど中ほどになりますが、17 款 1 項 1 目一般寄附金でございます。これは、ふるさと納税と呼ばれる寄附金でございます。3 月分といたしまして 31 件ございました。この総額が 19 万 1,000 円ということで補正をさせてもらっております。

ちなみに、平成 25 年度の累計といたしましては、これらを加えまして 120 件、約 404 万円というふうになっております。

その下の 18 款になりますけれども、2 項 3 目みらい創造基金繰入金 1 節みらい創造基金繰入金でありますけれども、1 万 4,000 円の減額になります。事業の確定による減額ということで、平成 25 年度において白瀬記念館改修事業等に基金を活用させていただきましたけれども、こういったものが確定いたしまして減額補正とするものでございます。

あわせまして、その下の 18 款 2 項 4 目地域振興基金繰入金でありますけれども、891 万円の減額であります。こちらもこの基金を活用しまして取り組みました福祉医療関係事業、それから、地域振興交付金事業ということで 8 地域に交付金を予定しておりましたけれども、事業の確定により減額補正となったものでございます。

次に、歳出でございます。14 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款 1 項 9 目企画費の 19 節でありますけれども、5,000 万円になります。地域経済循環創造事業交付金ということで、先ほど歳入で申し上げましたとおり有限会社サンねむの木への交付金ということで歳出予算を設けております。

その下の 2 款 1 項 9 目みらい創造基金積立金であります。こちらも歳入で申し上げましたとおり、3 月にいただきましたふるさと納税分 19 万 1,000 円、同額を基金積立するものでございます。私からは以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） 私の方からは、補足説明はございません。

●議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防関係について説明いたします。

15 ページをお開きください。

9 款 1 項 3 目 15 節工事請負費 300 万円の減額は、2 基の耐震性防火水槽を設置計画しておりましたが、1 基分の設置を見合わせたため、減額するものです。以上です。

●議長（菊地衛君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第 54 号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。15 番佐々木春男議員。

●15 番（佐々木春男君） 質疑いたします。

現在、軽自動車は何台で、納税額はどのくらいなのか。また、今回の条例改正による負担額と台数を、どのように見込んでおられるのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、現在の軽自動車の台数及び税額についてですが、平成 26 年度課税で四輪の軽自動車は

9,218台、税額にして5,480万円となっております。

また、原動機付自転車二輪車、ミニカー、三輪車を合わせまして1,568台、税額にして約300万円、小型特殊自動車が1,600台、税額にして約284万円、総合計では1万2,386台で、税額にして約6,064万円の課税内容となっております。

次に、今回の条例改正による負担額と台数を、どのように見込んでいるかとのことですが、第82条による改正では、台数、税額とも大半を占めている三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に新規取得される新車に対してのみ改正後の税率が適用され、平成27年3月31日までに取得している車両については、新規登録後13年間は現行どおりの税率が引き続き適用されることとなります。

また、附則第16条による13年を経過した車両に対する重課の措置については、平成28年4月1日からの適用となります。

これらのことから、税率改正による直接的な影響が顕著に現れるのは、平成28年度課税分からと見ており、仮に税率の改正額が多い登録台数が5,800台ほどの軽四輪家用車の約1割が、平成27年4月以降に買い換えた場合は約200万円ほどの増額となります。しかし、普通車を含めた自動車取得税の見直しが行われていることや消費税の10%への増税が来年10月に予定されていることなど、平成28年度の課税までの間に軽自動車の買い換えに及ぼす影響があると見られる流動的な要素が多いため、現在のところ税率改正後の台数や税額の見込みの積算には至ってございません。以上でございます。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。15番佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 質問いたします。

現在の加入者は何人で、納税額はどれだけになるのでしょうか。それと、今回の改正で対象となる加入者は何人で、その負担額はどのくらいになるのでしょうか、お伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、佐々木春男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、現在の加入者数と納税額についてであります。平成26年3月末現在の国保加入者世帯数は4,152世帯、被保険者数は7,245人で、4月末の調定額は5億5,874万3,000円、納税額は5億2,356万3,000円となっております。

次に、この条例改正の改正部分に該当する世帯数と加入者、負担額の増減についてですが、平成26年度はまだ課税しておりませんので、平成25年度をもとに試算いたしますと、第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げによって該当する世帯が351世帯、加入者約1,100人で増額分約561万9,000円、同条第4項の介護納付金課税額の限度額引き上げによって該当する

世帯が 65 世帯、加入者約 200 人で、増額分が約 89 万 2,000 円となります。

また、第 23 条第 2 号の 5 割軽減の判定要件改正により、新たに軽減対象となる世帯は 266 世帯、加入者約 500 人で、約 596 万円の負担軽減となり、同条第 3 号の 2 割軽減の判定要件改正により新たに軽減対象となる世帯は 242 世帯、加入者約 560 人で、約 451 万 4,000 円の負担軽減となるものであります。以上です。

●議長（菊地衛君） 佐々木議員、いいですか。

【15 番（佐々木春男君）「はい」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。13 番伊東温子議員。

●13 番（伊東温子君） 2 款 1 項 9 目 9 節地域経済循環創造事業交付金 5,000 万円について。

にかほ市では、奥の細道最北端「鳥海エリア」滞留型観光地域経済活性化事業を計画しているようですが、具体的に計画内容を説明してください。先ほどの説明もありましたけれども、実際、具体的な部屋数とか、そういう変わる部分ですね、数で表わしていただけますでしょうか。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、お答えします。

この交付金を活用して事業に取り組むのは、先ほど申し上げましたとおり有限会社サンねむの木でございます。滞在型観光地域活性化事業でありますけれども、秋田県市町村未来づくり共同プログラムによる鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクト、こういったものと一体的に地域の観光を含めた活性化と雇用の創出が図られると、こういった事業で、宿泊者のニーズに合わせたシングル、ツイン、こういった部屋の整備事業であります。

部屋数ということでございますが、計画ではツインルーム 30 室、これに既存施設の改修で 10 室、合わせて 40 室、90 人規模の計画でございます。鉄骨造り 3 階建てで総事業費は 5 億円ほどと予定しております。現在、詳細設計中でありまして、工事は 7 月ごろから始め、来年 3 月には完成を見て、4 月オープンの前定と伺っております。

地域の活性化とあわせ、雇用についても現在 14 名のスタッフから 26 名ほどに拡大する計画となっており、雇用の創出が図られるものと期待をしているところでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東温子議員。

●13 番（伊東温子君） 今の共同プロジェクトチームとの一体化という話もありました。そこでお聞きしますが、この計画書の中に、もし出ているとしたらですね、その誘客、宿泊件数ですね。増加する、宿泊件数、それと誘客の手法ですね、これ分かりましたらお願いします。それから、2 人の雇用ということですが、雇用の拡大の効果っていうのもあるようですので、これ以上の、これから、これ以後の雇用の人数とか分かりましたらお知らせください。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 雇用については、先ほど申しあげましたとおり 14 名から 26 名と、計画の中でございますが、そのような計画を持っております。

それから、一体的なその活性化ということでございますが、サンねむの木さんの方では、市・県が連携して取り組んでいます未来づくり共同プロジェクト事業、こういったものと歩調を合わせまして、自分たちができる、この地域でニーズのあるところのその部屋数、部屋というのが不足していると思っているところがツイン、シングル、最近のその観光においては、個人観光が非常に多いというようなことで、それに対応できるような施設が少ないといったところで、そういったところを取り組みながら誘客を図りたいと、ニーズに応えたいということで、この事業に取り組もうということでございます。

●議長（菊地衛君） 伊東議員、いいですか。

【13 番（伊東温子君）「はい。」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。市川雄次議員。

●9 番（市川雄次君） ちょっと文句くさいところもあるんですが、15 ページのですね、消防長にちょっと言いたいんですけども、これは専決処分で、しかも臨時議会の中でですね、防火水槽新設工事 2 基のうち 1 基を見合わせたという説明だけで納得しろというのは、ちょっと難しいと思います。もう少しちゃんと、臨時議会で、しかも専決の内容なんですから、丁寧に説明をしてください。

●議長（菊地衛君） 消防長。

●消防長（伊東善輝君） この防火水槽 2 基を計画しておりました 1 基の減額の分というのは、武道島の公園のところ 1 基を予定しておりましたけれども、地下水が高いということで入札をかけた結果、業者が誰も出なかったということで見合わせるということです。

●議長（菊地衛君） 市川議員。

●9 番（市川雄次君） ということは、当初の見積りの段階で、ちょっと見積りが甘かったということによろしいんですか。

●議長（菊地衛君） 消防長。

●消防長（伊東善輝君） 設計の段階では、何の問題はなかったのですが、業者の方で調査したところ、水位が高く危険であるということで、入札業者全員の辞退ということで決定したということです。よろしいでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市川雄次議員。

●9 番（市川雄次君） いずれにしる、そういう内容であるならば、やはり当初の段階で議案説明のときに、きっちりしてください。

●議長（菊地衛君） 18 番佐藤元議員。

●18 番（佐藤元君） ちょっと確認なんですけれども、今、伊東温子議員からもちょっと話ありましたけれども、この総務省からの 5,000 万円の交付金、この流れは分かったわけですが、ただ、有限会社サンねむの木になったというその経緯のあたりがちょっと私説明不足かなと思ったので、ど

うしてそういうふうな流れでサンねむの木になって、その確定したという、そののところをもう一度ちょっと説明をお願いします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） こういった事業があるということはどこで知ったかということが一つあると思いますが、秋田県の方でこういった事業があるという——結論から申し上げますと、何か国等のその交付金補助事業がないかなということでサンねむの木の方で県を通じて照会したところ、県の方でこういった事業がありますよということの紹介があったということが最初でございます。

この交付金事業そのものは、市町村を経由するか秋田県を経由するか、どちらでもできる事業なんですけれども、その後それに取り組みたいということで県と私どもとで話し合いを持ったところ、県の方では広域性のある、例えば由利本荘市とまたがるような事業であれば県が窓口となってやるべきだろうけれども、市町村内のことであるので、できれば市町村で、にかほ市の方で窓口となっていたきたいということで、私どもがその要請を受けまして国に、総務省に申請をしたというところでございます。申請をしたところ、採択となったというものでございます。

【18番（佐藤元君）「はい、了解。」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第54号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） これですべての議案第54号の討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数であります。したがって、議案第54号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第55号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） これですべての議案第55号の討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】



●議長（菊地衛君） 起立多数であります。したがって、議案第 55 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 56 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） これで議案第 56 号の討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第 56 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）は承認することに決定いたしました。

日程第 14、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から、委員会における審査中の事件において会議規則第 109 条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報広聴委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 15、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題といたします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 26 年第 3 回にかほ市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2 時 19 分 閉 会